

ジェンダーの視点からみるケベック・フランス語の言語政策

「通性的な書き方」の定着を目指して

矢頭 典枝

はじめに

近年、女性の社会的地位が上昇し、従来、男性が主に占めてきた職業にも女性が就くようになった。本稿では、カナダのフランス語圏、ケベック州（以下、ケベック）のフランス語政策をジェンダーの視点から捉え、フランス語憲章（la Charte de la langue française）制定以降の過去約40年間、ケベック州政府の言語政策決定・監督・調査機関であるケベック・フランス語局（l'Office québécois de la langue française（以下、OQLF））が取り組んできたフランス語の職業名詞の女性形化、また、そこから派生したフランス語の書き言葉全般における男女平等の実現を目指す取り組みについて検討する。

社会言語学分野では、「言語」と「女性」の研究に二つの流れがある。一つは、男性と女性の話し言葉の違い、いわゆる「女性語」に関する研究であり、もう一つは、言語のなかの性差に関する研究である。後者の研究に属する本稿では、まず、言語のなかの性差別をなくす動きは、英語や日本語などにも見られる点を指摘し、フランスとケベックの状況について時系列的に論じて比較する。

本題として、現在のケベック州政府の言語政策に基づき、ジェンダーの視点からケベック・フランス語の言語政策の具体例を示す。OQLFは、女性形化の対象として「職業名詞などを含む人の呼称」と「フランス語の書き方全般」の二つがあり、広範囲な書き言葉および話し言葉において男女の言語的平等を実現するには後者の方を重要視すべきであるとの立場をとっている。しかし、文書の徹底した女性形化はフランス語の文章を冗長にする傾向がある。本稿では、この問題を解決するためにOQLFが勧告する、過度に見える女性形化を避ける、より柔軟なアプローチ「通性的な書き方 la rédaction épïcène」を中心に分析し、ケベック州のフランス語における男女平等の実現を目指す言語政策の特質について考察したい。

1. 言語のなかの性差を払拭する世界の動き

1.1 北アメリカ英語圏と日本

言語のなかの性差をなくす社会的・政治的動きは、1970年代半ば、アメリカ合衆国で始まったといえよう。1973年、アメリカ人社会言語学者 Lakoff は、学術誌 *Language and Society* に掲載された“Language and Women’s Place”というタイトルの論文¹のなかで、「女性のことば」の特質について論じるとともに、それを「弱者のことば」と位置づけ、アメリカ英語のなかに性差別表現があることを提唱した。それ以後、「言語」と「女性」に関する研究は社会言語学の分野において主要な研究テーマの一つになり、現在まで英語で書かれた社会言語学の入門書や概説書には「言語と女性」、「言語とジェンダー」といった章が含まれているのが一般的である²。

アメリカ合衆国では、1990年代にいわゆる「ポリティカル・コレクトネス Political Correctness」運動がメディアの主導で広まり、性別だけではなく、人種、民族、宗教、年齢、障害、信条、婚姻状況、性的趣向などに基づく差別や偏見を防ぐため、社会的・政治的に中立的な語や表現を用いることが奨励された。例えば、crippled が physically challenged、Indians が Native Americans、chairman が chairperson、などへの言い換えである。特に性別に関しては、1996年にアメリカ言語学会 (Linguistic Society of America) が英語のなかの性差別的な表現や語を避けるためのガイドライン *LSA Guidelines for nonsexist language*³を打ち出した。このなかで、「人類」を表す総称として、従来 of man ではなく、people あるいは they を使う、3人称単数の代名詞については he だけではなく、he or she、s/he、he/she/it などと書く、あるいは、he と she を交互に使うことが奨められた。職業名詞に関しては、英語はフランス語ほど男女差は見られないが、性別のステレオタイプ化を防ぐため、例えば女性形の waitress や男性形の waiter という語のかわりに、性別の情報を含まない server という語を使うことが奨められた。また、従来、一方の性が支配的である職業にもう一方の性が就いている場合、その職業の性的少数派の性を表す複合名詞を作らないことも提案された。例えば、professor が女性の場合、lady professor と言わないこと、逆に nurse が男性の場合、male nurse と言わないことが提案された。

カナダでは、1986年に連邦政府が雇用衡平法 (Employment Equity Act) を

¹ Lakoff のこの論文は、1975年に同名のタイトルの書籍として出版された。

² 例えば、Fasold の *Sociolinguistics of Language* と Wardhaugh の *An Introduction to Sociolinguistics* には Language and Sex という章が、Holmes の *An Introduction to Sociolinguistics* には Gender, politeness and stereotypes という章が含まれている。

³ このガイドラインは、2016年に *Guidelines for Inclusive Language* として改定された。

制定し、連邦政府機関などの公的機関における女性の採用を奨励⁴して以来、連邦政府主導でカナダの二つの公用語のなかの性差別を払拭する動きがみられた⁵。英語に関しては、その後、大学や大手民間企業にもこの動きが波及し、1991年には *Talking Gender: A Guide to Nonsexist Communication* と題するガイドラインがカナダ人女性言語学者たちによって刊行された⁶。カナダの英語圏における英語のなかの性差別をなくす動きについての研究は注目に値するが、本稿では紙幅の関係上、これ以上立ち入らないこととする。

他方で、日本語でも「看護師」という語が「看護婦」に取って代わるなど、言語のなかの性差別をなくす動きが近年みられるのは周知のことである。日本では、日本語と女性に関する研究は1970年代末から見られ⁷、1986年に男女雇用機会均等法が施行された。こうしたなか、日本語のなかの性差別も注目されるようになり、日本語学研究者たちが、言葉の規範を示す辞書にも性差別的な語や表現があることを指摘し、社会に広く問題提起した。1990年代半ばになると、社会に影響力を持つメディアにおける言語的性差別をなくすための「表現ガイドライン」がつくられた⁸。職業名詞を法律の改正により変更する取り組みは1990年代末から始まった。1999年の男女雇用機会均等法改正⁹により、事業主が他方の性を排除する職業名詞や職種を募集・採用時に用いることを違反とし、たとえば「スチュワーデス」を「客室乗務員」に、「営業マン」を「営業職」に、と性別の情報を含まない中立的な表現を用いることが奨励された。先述の「看護婦」などの医療・保健関係の職業名詞は、「保健婦助産婦看護婦法」を2002年に改正した「保健師助産師看護師法」のなかで正式に改称された。今日では、中立的な日本語の職業名詞は書き言葉では定着し、話し言葉でもフォーマルなドメインにおいてはかなり定着していると観察される。

⁴ この法では、女性以外に3つのグループ(身体障害者、先住民、ビジブル・マイノリティ)が対象となった。なお、1995年に改定された *Employment Equity Act* が現行法である (Government of Canada 1995)。

⁵ Kennedy (1993:227)。

⁶ King (1991)。

⁷ この時期の代表的な著作に寿岳章子(1979)『日本語と女』がある。

⁸ 詳細については齋藤正美「差別表現とガイドライン」(中村桃子編(2010)『ジェンダーで学ぶ言語学』)を参照されたい。

⁹ 正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」で、1999年4月に施行された。

1.2 フランス

英語と日本語と違い、名詞に「性」があるフランス語を話す人々はより敏感にこの問題に反応してきた。フランス語では、モノや概念を表す無生名詞の性は「文法的な性」で、恣意的なものが多いが、ヒトや動物などの有生名詞では、指示対象の「自然の性」と「文法的な性」が一致し、男性形と女性形の両方がある場合が多い。たとえば、「男子学生」は *étudiant* という男性形、「女子学生」は *étudiante* という女性形で表され、職業名詞にも、例えば *boulangier* (男性形) と *boulangère* (女性形) のように、両形が存在する。しかし、そのなかで、社会的地位が高いとみなされている職業名詞には、従来、男性形しかないのが実情であった。

フランスでは、1970年代後半、アメリカ合衆国のフェミニズム運動が影響し、フランス語のなかの性差別に関する著作が出始めた¹⁰。藤村(2002)は、フランスでは政界が牽引して、まず政治の分野の職業名詞の女性形化を推進した、と指摘している。フランス政府は1984年から職業名詞と肩書の女性形化に取り組み、1998年、当時のジョスパン首相は、職業名詞や肩書の女性形化を推進することを政府の方針として通達し¹¹、政府の用語・新語審議会(*la commission générale de terminologie et de néologie*)に職業名詞や肩書の女性形化の現状と他のフランス語圏における事例を調査すること、また、国立フランス語研究所(*Institut national de la langue française*)にそのガイドラインを作成することを要請した。その調査に関わったアカデミー・フランセーズ(*Académie française*)は男性形の職業名詞や肩書はそのままよいとする結論を出したが、政府はそれを無視し、1999年、*Femme, j'écris ton nom* というガイドラインを出版し、職業名詞の女性形化の普及に努めた。フランスで発行された新聞と雑誌を資料として分析した藤村(2002)の調査結果によれば、ジョスパンによるこの通達があった1998年を境に、*ministre, secrétaire, député(e), directeur/trice, président(e), conseiller/ère* といった政治分野の職業名詞の女性形化の定着がかなり進んだことがわかった¹²。

しかし、政府の方針と真っ向から対立したアカデミー・フランセーズは、2002年、公式見解¹³を公表し、職業名詞や肩書の女性形化を推進する前述のガイドラインを

¹⁰ 藤田(2002)によれば、ジェンダーの視点からフランス語を総合的に研究した先駆的な著作は1979年に出版された Yaguello, M.による *Les mots et les femmes* (『ことばと女性』)であった。

¹¹ 1996年3月、*Circulaire du 6 mars 1998 relative à la féminisation des noms de métier, fonction, grade ou titre* として通達された。

¹² 藤村逸子(2002)。「フランス語における職業名詞女性化の通時的記述—政治の分野の名詞を中心に—」『言語文化論集』24-1:248。

¹³ 2002年3月にアカデミー・フランセーズが *Féminisation des noms de métier, fonctions, grades et titres* について発表した公式見解である。

採用した政府の方針を非難した。このなかで、フランス語の従来の文法上の性の役割を尊重すべきであり、それに変更を加えることは思いがけない影響を及ぼし、政府は独断でフランス語の語彙と文法に変更を加えることはできないとした。また、アカデミー・フランセーズは、政府の見解によって露呈される彼らの無知がフランス語にダメージを及ぼすと主張し、「文法上の女性形創出 *une grammaire « féminisée »*」が社会における女性の本当の地位を強化するという政府の幻想を嘆く、と強調した。そして、具体例を挙げ、“*les électeurs*”を“*les électrices et électeurs*”と女性形と男性形の両方で書き表すのは「無駄な *inutile*」ことであり、“*professeur*”や“*auteur*”を女性形化した“*professeure*”や“*auteure*”などの新語は「語彙的逸脱 *aberrations lexicales*」と主張している。さらに、フランス語においては男性形が無標であり、それを維持することが真の男女平等の実現にとって不可欠であり、女性形を選択すれば、逆に男女の「分離 *ségrégation*」をもたらすとまで断言している。

直近の出来事として、2014年、国民議会において男性議員が女性議長に対して“*Madame le Président*”と呼びかけたことに対し、女性議長が国民議会のルールに従って“*Madame la Présidente*”と呼ぶよう叱責したが、男性議員は「自分はアカデミー・フランセーズの方針に従っている」と反論して議論になったところがメディアに大きく取り上げられた¹⁴。この出来事の直後、アカデミー・フランセーズは再度、公式見解を発表し¹⁵、これまでの方針に変わりがないことを明言した。このなかでも、総称として男性形(*masculin à valeur générique*)が女性をも含むことが強調され、“*professeure*”、“*auteure*”、“*chercheure*”などの女性形は「全くの破格用法 *véritable barbarisme*」であり、言語の運用に関してはアカデミー・フランセーズのみがフランス語の「守護者 *la gardienne*」を任じられている、と明言している。公権力を有するフランス政府とフランス語の権威とみなされているアカデミー・フランセーズの見解がかくも対立し、コンセンサスがない状況下では、言語政策の受容者である一般国民には明確な規範が示されず、先述の国民議会での議論のように、職業名詞や肩書については多様な変異形が使われていることが容易に想像できる。

¹⁴ 詳細については *Midi Libre* などのメディア報道を参照されたい。

¹⁵ 2014年10月にアカデミー・フランセーズが *Féminisation des noms de métier, fonctions, grades et titres-mise au point de l'Académie française* と題して発表した公式見解である。

1.3 ケベック

1960年代に、いわゆる「静かな革命」¹⁶によって社会の急激な近代化が進んだケベックでは、女性の社会的地位が上昇するとともに女性の意識改革が進んだ¹⁷。職業名詞や肩書の女性形化については、フランスと同様、ケベックでも政界が牽引力となった。1976年のケベック州選挙では、政権に就いたケベック党 (Parti Québécois) から女性議員が多数選出され、そのなかの一人、パイエット氏 (Lise Payette) が、消費者・協同組合・金融機関大臣に就任し、自らを«la» *Ministre* と呼ばせたことにケベックの政界における職業名詞の女性形化が始まった¹⁸。翌年、フランス語憲章が制定され、ケベック州におけるフランス語の地位と質の向上を目指す一連の言語政策が展開されるなかで、1979年、ケベック州政府はフランス語局 (Office de la langue française¹⁹) の決定に従い、政治の分野だけでなく、一般の職業名詞の女性形化についての方針を *Gazette officielle du Québec*²⁰ のなかで通達した。この通達では、女性を表わす職業名詞について「フランス語局は、できるだけすべての場合において女性形を用いることを勧告する」とし、次の4つの方法に大別して職業名詞を女性形化するよう指導している。

- 1) すでに使われている女性形の接尾辞を使う。(例: *infirmière, avocate* など)
- 2) (男女同形の) 通性名詞であれば、定冠詞で区別する。(例: *une journaliste, une ministre* など)
- 3) フランス語の女性形の形態を尊重する。(例: *députée, chirurgienne* など)

¹⁶ 1950年代までのユニオン・ナショナル党 (Union Nationale) の前近代的・超保守的体制が崩壊し、1960年代はケベック自由党 (Parti Libéral du Québec) 政権下で、教育改革、経済へのケベック州政府の介入、年金などの社会保障制度の整備といった一連の社会改革が展開され、ケベック社会は急激に近代化していった。この社会改革を「静かな革命」という (矢頭 2009:155)。

¹⁷ ケベック州の女性の歴史については Baillargeon (2012) *Brève histoire des femmes au Québec* に詳しい。

¹⁸ Revillard, A. (2016:91).

¹⁹ 1961年に設立されたフランス語局 (Office de la langue française) は、2002年に「フランス語保護委員会 (Commission de la protection de la langue française)」と統合されて「ケベック・フランス語局 (Office québécois de la langue française)」と改称された (矢頭 2013:49)。

²⁰ フランス語憲章はケベックのフランス語に対し、二種類の介入を行う。一つは「勧告 *recommandation*」で、新しい用語や表現の使用を推奨するものである。他方は「規範化 *normalisation*」で、半ば強制力を持ち、一度、ケベック州政府の公式な政策表明である *Gazette officielle du Québec* で通達されると、州政府の公式文書、教育関係のテキストや文書のなかで、新しく決定した用語や表現の使用が義務づけられる (Office québécois de la langue française 2008)。

4) femme を加えて複合名詞にする。(例: femme-ingénieur など)²¹

また、1981 年、ケベック州政府は、「肩書の女性形: 求人広告 Féminin des titres, Affichage des postes」と題する通達により、職業名詞の女性形化を踏まえたいうえで、文体のなかにおける男女平等を実現する書き方を勧告した²²。内容は多岐にわたり、できるだけ男性形と女性形を包括する総称語(termes génériques)を使うこと、総称語が使えない場合は、男性形と女性形の両方で書くこと、男性形のみで書くことを避けて性別の情報を含まない文を作成する工夫をすること、などを内容とする。1981 年のこの通達の内容は、本稿で詳しくみる現在のケベック州政府のジェンダーに関する言語政策の基盤になっているといえる。

さらに、1984 年、女性のさらなる政治的・社会的進出を反映して、男性形しかなかった「代表 délégué」の女性形を déléguée とする、というケベック州政府の通達が出された²³。

これらの通達に基づき、当時のフランス語局(OLF)は、考え得るすべての職業名詞と役職名詞の女性形の規範の方向性を示す報告書 *Titres et fonctions au féminin: essai d'orientation de l'usage*²⁴を 1986 年に発表した。さらに、OLF はそれまでに示したすべての規範をケベック社会に広く定着させるため、1991 年、*Au féminin: Guide de féminisation des titres de fonctions et des textes*²⁵と題するガイドラインを刊行した。このなかでは、職業名詞や肩書の女性形化だけでなく、1981 年のケベック州政府の通達で示された文体のなかにおける男女平等を実現する書き方に関する規則を打ち出した。

2016 年現在のケベック州政府のジェンダーに関する言語政策は、OQLF が 2006 年に発行したガイドライン *Avoir bon genre à l'écrit: Guide de rédaction épiciène*²⁶に基づくものである。1991 年発行のガイドライン *Au féminin* は薄い小冊子であったが、このガイドラインは 200 ページを超えるテキスト形式の教育的な内容で、フランス語の職業名詞を含む人の呼称の女性形の規範を示すとともに、文書作成における男女平等の実現を定着させるための様々な工夫—これを「通性的な書き方 rédaction épiciène」と称している—を解説している。これについては次のセクションで

²¹ femme-を加えた複合名詞の女性形は、1986 年、フランス語局によって否定された(Gouvernement du Québec 1991)。

²² Gouvernement du Québec 1981.

²³ Gouvernement du Québec 1984.

²⁴ Office de la langue française 1986.

²⁵ Gouvernement du Québec 1991.

²⁶ Gouvernement du Québec 2006.

定義する。さらに、ケベック社会にみられる実際の文書の事例を掲載し、ケベック州民がそれらを参考にして習得できるよう練習問題とその回答を用意している。

また、このガイドラインが発効された 2000 年代半ばはインターネットの時代がすでに到来していたため、ケベック州政府はケベック・フランス語局 (OQLF) のウェブサイトのトップページに「**RÉDACTION ÉPICÈNE : formation en ligne**²⁷ (通性的な書き方:オンラインで学ぼう)」と題するバナーを設け、2006 年のガイドラインをさらにわかりやすくした解説や練習問題を掲載した。OQLF のこのウェブサイトはユーザー・フレンドリーを目指して改良を重ね、現在では、ここでみた「通性的な書き方」を含め、フランス語の電子辞書 *Le grand dictionnaire terminologique (GDT)*、オフィスでのフランス語の使い方を解説した *Le français au bureau*、フランス語の語彙、文法、発音、綴り字などについての質問に回答する *La Banque de dépannage linguistique (BDL)* をはじめとするツールを満載し、ケベック州民がフランス語について何でも気軽に学べるようにしている。

de Villers は、ケベックのジャーナリズムの分野では、すでに 2005 年の時点で、職業名詞を含む人の呼称の女性形はある程度定着し、女性形を使うことについて「ケベック社会の大きなコンセンサスがある」と指摘している²⁸。2016 年現在、筆者の観察では、ケベックの女性たちの名刺や新聞やインターネットなどのメディアにおいて、人の呼称の女性形はケベック社会ではほぼ定着しているといえる。他方で、「通性的な書き方」については、OQLF が提唱する規範とは異なる書き方が散見される²⁹が、これがどの程度定着しているかという点を確認するには量的調査に基づくデータ分析が必要となろう。

なお、2006 年発行の OQLF のガイドラインは、それ以前に発行されたものと異なり、「職業名詞や肩書などの女性形化」よりも「文書作成全般における男女平等の表れ」に重点が置かれている。そのため、それまでキーワードとして使われてきた「女性形化 *féminisation*」、「職業 *professions*」、「肩書 *titres*」、「役職 *fonctions*」といった語がタイトルから消え、「通性的な書き方 *rédaçtion épïcène*」が最も重要なキーワードとしてタイトルを飾っている。内容的にも、「通性的な書き方」についての解説と練習問

²⁷ Office québécois de la langue française 2016.

²⁸ de Villers は、ケベックの日刊紙 *le Devoir* とフランスの日刊紙 *le Monde* のなかの職業名詞の女性形の数を調査し、すでに 1997 年の時点で、*le Devoir* のなかに、*le Monde* にはない約 90 語の職業名詞の女性形を確認した(de Villers 2005 :149-152)。

²⁹ 例えば、ケベック大学モントリオール校の2017年度のシラバスのなかに“L'étudiant-e est responsable de garder tous les travaux corrigés durant la session.” や“Les étudiants-es inscrits-es aux cours d'anglais peuvent aussi accéder des exercices supplémentaires.”といった文が見られる。下線部は、本稿でみるOQLFが推奨する書き方とは異なる。

題が本ガイドラインの第 1 章と 2 章を構成し、分量的に半分以上を占めている。他方で、「職業名詞や肩書などの女性形化」については、後半に掲載し、「語彙レベルの女性形化 *féminisation lexicale*」というタイトルになっている。そして、「職業名詞や肩書」に代えて、より広義に解釈できる「人の呼称 *appellations de personne*」という語を使っている。実際に女性形化の対象となるのは、職業名詞、肩書、役職だけでなく、社会的・政治的・文化的・スポーツ活動を行う人々 (*électeur/électrice, lecteur/lectrice, golfeur/golfeuse* など) や人の身分や置かれた状況を示す呼称 (*chômeur/chômeuse, boursier/boursière* など) も考えられるからである³⁰。

2. 通性的な書き方

2.1 定義と一般的原則

文書の「通性的な書き方」について、OQLF の 2006 年のガイドラインは、以下のように定義している。

Un texte épïcène est un texte qui met en évidence de façon équitable la présence des femmes et des hommes...

Écrire épïcène, ce n'est pas féminiser un texte; il ne s'agit pas d'ajouter systématiquement la forme féminine à la forme masculine. La rédaction épïcène suppose des choix entre différentes possibilités: choix de noms, d'adjectifs, choix de structures à l'intérieur même de la phrase, etc...

En aucun cas, le souci de rédiger un texte épïcène ne doit primer sur la clarté du message et la cohérence de l'écriture, bref sur la qualité du texte... (OQLF 2006, p.17)

つまり、通性の文書(*un texte épïcène*)とは、男性形と女性形の存在が平等に表れる文書のことを指す。通性的に書くことは、単に男性形に女性形を追加することではなく、名詞と形容詞の選択、句のなかの構造の選択も含む。しかし、通性的な書き方が、文書の質(内容の明確性、文体の一貫性)を優先するものであってはならない、としている。OQLF は通性的な書き方の一般的原則として次の 8 つを挙げている³¹。

- ① 慣例的な男性形のみを使用を放棄する。
- ② 通性的に考え、通性的に書く。
- ③ 文書の読みやすさ(*lisibilité*)を保持する。

³⁰ Gouvernement du Québec 2006:165-166.

³¹ Gouvernement du Québec 2006:18-19.

- ④ 文書のわかりやすさ(intelligibilité)を保証する。
- ⑤ 性別の指標は、調和と均衡に配慮して配置する。
- ⑥ 性別の指標の度合いが適切かについて評価する。
- ⑦ 考え得るすべての方法を駆使する。
- ⑧ あらゆる文書に通性的な書き方を適用する。

フランス語で書く場合、英語と日本語と異なり、問題となるのは、完全に文を女性形化すれば、文が冗長になり、「くどい」印象を読者に与えかねないことである。フランス語が英語と日本語と異なる点は、人の呼称が性を持ち、それを修飾する限定詞、形容詞、分詞もその性に一致させる必要があるからである。日本語、英語、フランス語で同じ意味のことを書くと次のようになる。

日本語：新しい編集者はこのポストに就く資格を得ることができる。

英語：The new editor will be qualified for this position.

フランス語(従来の書き方)：Le nouveau rédacteur sera qualifié pour ce poste.

日本語と英語の下線部の主語は、人の呼称に性がないため、男性と女性の両方を含み、性差別の議論は起こらない。他方で、フランス語では、従来、男性形で書き、それが女性を含む、という規則であるため、これは性差別に当たる、とフェミニストたちは主張する。では、上のフランス語の文を完全に女性形化すると次のようになる。

Le nouveau rédacteur ou la nouvelle rédactrice sera qualifié ou qualifiée pour ce poste.

しかし、この文は、先述の一般的原則の①と②には沿うが、③には反する。男性形と女性形で同じ内容のことを繰り返す(le と la、nouveau と nouvelle、rédacteur と rédactrice、qualifié と qualifiée)ため、文が長くなるからである。そこで、OQLFは以下のような書き方を提唱する。

La personne qui rédige sera qualifiée pour ce poste.

主部の構造を変えて「編集する人」にすることで、性別の情報を含む人の呼称を避けることができる。総称名詞 la personne の文法上の性は女性であるが、男性と女

性の両方がその指示対象となりうる。これが OQLF が推奨する「通性的な書き方」の一例である。

OQLF は「通性的な書き方」とは、「文書における女性の存在の可視化 (la visibilité aux femmes)」と「文書の読みやすさとわかりやすさ (la lisibilité et l'intelligibilité des textes)」とのバランスをとった書き方である³²、と説いている。これを可能にするには、「考え得るすべての方法を駆使する」(一般的原則⑦)ことが重要である。その主な方法を整理して、以下に示す³³。

2.2 通性的に書くための工夫

(1) 男性形と女性形の両方で書く人の呼称 (Le doublet)

男女の平等をフランス語の書き方に表わすためには、一般原則①「慣例的な男性形のみを使用を放棄する」に従い、男性形とともに女性形も書くことが必要となる。例えば、le directeur et la directrice という書き方である。OQLF の 2006 年のガイドラインでは、これを le doublet と称している。

男性形と女性形の順序については特に規定していないが、特に求人広告などで、男性形、女性形という順序が常に続かないよう、女性形、男性形の順も時折混ぜるなどの工夫を奨めている。以下は、一文のなかでも順序を変える例である。

Les conseillers et les conseillères en francisation qui travaillent avec les immigrants et les immigrantes ont insisté sur l'importance de ce programme.

なお、避けるべき書き方として 4 つ挙げ (①括弧 les ingénieur(e)s、②ハイフン les étudiant-e-s、③スラッシュ les étudiant/e/s、④大文字 les étudiantEs)、男性形と女性形の両方を完全に書くことによって読みやすさの保持を尊重している。

(2) 中立的な語の選択 (Choisir un nom “neutre”)

「通性的な書き方」をするには、まず、性別の情報を含まないなんらかの書き方を考えることが重要であると 2006 年のガイドラインのなかで指摘されている。男性形と女性形が表れないこの書き方を「中立的な作成方法 formulation neutre」と称し、どちらでもない名詞、形容詞、代名詞の選択を推奨している。それが適用できない場合は、上記 (1) でみた doublet で書く。doublet より「中立的な語」の選択を奨めるのは、前者を毎回使って書いた場合、文が冗長になり、読者に「くどい」という印象を与えかね

³² 2006 年のガイドラインの冒頭に掲載された当時のケベック・フランス語局局長の Boucher 氏の挨拶文より (Gouvernement du Québec 2006:Préface)。

³³ 2.2 および 3 に挙げる解説と例文は Gouvernement du Québec 2006 のなかから引用している。

ないからである。

1) 名詞

・集合名詞 (Les noms collectifs)

男女別の employés et employées の代わりに、集合名詞の personnel (職員(全体))を使う。同様に、 électeurs et électrices は électorat (選挙民)、 tous les Québécois et Québécoises は la population du Québec (ケベックの人々)とする。

・役職あるいは所管を表す名詞 (Les noms de fonction ou d'unité)

男女別の les dirigeants et dirigeantes の代わりに、所管を表わす la direction (～局)を使う。同様に le ou la secrétaire の代わりに le secrétariat、 les conseillers municipaux et conseillères municipales の代わりに le conseil municipal にする。

・通性名詞 (Les noms épicènes)

同義語に男女同形の人の呼称(「通性名詞」)があればそれを使い、男性形と女性形の両方を書くことをできるだけ避ける。たとえば、 les experts et les expertes の代わりに les spécialistes を使う。同様に、 le contrat du chargé ou de la chargée de projet の代わりに le contrat du responsable de projet にする。

・総称名詞 (nom générique) の personne

女性形の総称名詞 personne は様々な場合に使える(用例は本稿 2.1 に記載)。

2) 通性的な形容詞 (Les adjectifs épicènes)

中立的な名詞が適用できず、男性形と女性形の名詞を書く場合、その後が続く形容詞あるいは分詞と同義の中立的な形容詞あるいは形容詞句があれば、それを使う。例えば、 Les consultant~~es~~ et consultant~~s~~ employés par des organismes...を Les consultant~~es~~ et consultant~~s~~ au service des organismes...にする。

3) 通性的な代名詞 (Les pronoms épicènes)

・二人称代名詞 vous

il や ils を避け、vous を使用する。il doit...の代わりに vous devez...を使う。

・on, personne, quiconque, chaque, tout le monde など不定代名詞

Les techniciens et les techniciennes qui désire...の代わりに Quiconque désire...にする。

・qui, à qui, de qui

lequel、auquel、duquel などを避け、qui、à qui、de qui に代える。例えば L'adulte auprès duquel vivent...を L'adulte auprès de qui vivent...にする。

(3) 通性的な文の作成(Rédiger des phrases épiciques)

1) 受動態から能動態へ

受動態を避けることによって、過去分詞の性別の表れを避ける。例えば、受動態の *Tous les sociétaires ont été invités.* を能動態で *On a invité tous les sociétaires.* と書く。

2) 文の再構築

文の構造そのものを変えて、男女別の人の呼称を現わさないようにする。例えば、男性形と女性形がある *citoyen* と *citoyenne* (市民) という語を避け、*citoyenneté* (市民権) を使った文にする。この場合、*Etes-vous citoyenne canadienne ou citoyen canadien?* が *Etes-vous de citoyenneté canadienne?* あるいは *Avez-vous la citoyenneté canadienne?* となる。

3) 一致

・形容詞の一致

doublet で書く場合、その後が続く形容詞は①男性形の複数形 (*masculin pluriel*) と②近接性の原則 (*règle de proximité*) を適用する。②は男性形の名詞を形容詞に近づけることを指す。例えば *les étudiantes et les étudiants inscrits* のように、男性形の複数形 *inscrits* が男性形の人々の呼称 *les étudiants* のすぐ後に配置される。したがって、人の呼称の順番は女性形、男性形の順になる。

・動詞(受動態の過去分詞)の一致

doublet が主語で、女性形と男性形が *ou* で接続されている場合、過去分詞は男性形、そして、形容詞の一致と同様、上記②(近接性の原則)を適用する。したがって、例えば以下のようになり、人の呼称は女性形、男性形という順になる。

Une ingénieure ou un ingénieur sera chargé de ce projet.

4) 代名詞の受け方

doublet を代名詞で受ける場合、従来通り、複数形の男性形代名詞 *ils* あるいは *ceux-ci* で受けてもよいし、男性形と女性形の対の代名詞 (*il et elle*、*ils et elles*、*celui-ci et celle-ci*、*ceux-ci et celles-ci*、*tous et toutes*、*chacun et chacune* など) で受けてもよい。ただ、*ils* のみが続かない努力をすべきである、と指導している。つまり、*ils* のあとは、また *doublet*、あるいは男性形と女性形の対の代名詞にするなど、交互に書くことを奨励する。ガイドラインのなかの一例を挙げる。

Des gestionnaires ont dit aux agentes et agents des douanes qu'ils ne devaient effectuer... Ils leur ont également dit qu'ils et elles ne devaient pas...

上の例は、順番で女性形を優先した *doublet* を使い、それを男性形の代名詞

ils で受け、最後は男性形と女性形の対の代名詞 ils et elles で受けている。これは男性と女性の存在が均衡に表れ、しかも「くどさ」を抑えた最も模範的な例といえる。仮に ils et elles が毎回使われていれば、読者に嫌悪感を与えることにもなりかねない。

上記の例の最後の ils et elles は ils でもよい、とガイドラインが指導していることにみられるように、OQLF は完璧な「男性と女性の存在の均衡」をフランス語の書き方に求めているといえる。

3. 職業名詞などの人の呼称の女性形化

3.1 OQLF の規範

2006 年の OQLF のガイドラインでは、1,183 語の職業名詞の女性形化が規範として提示された。表 1 はその代表的な語を示す。

表 1. ケベック州が提唱する人の呼称の女性形

男性形の語尾 les noms en …	男性形 masculin	女性形 féminin	備考 -: 基本的には e を 付加
-e	un diplomate	une diplomate	通性名詞(冠詞や 形容詞で区別)
-é	un député	une députée	-
-er	un boucher	une bouchère	-
-ier	un financier	une financière	-
-eur (-teur 以外)	un danseur un professeur	une danseuse une professeure	揺れ
-teur	un chanteur un directeur	une chanteuse une directrice	揺れ
-or	un major	une majeure	-
-c	un Turc un clerc	une Turque une clerc *	*語尾の-c が無音 の場合、通性名詞
-d	un marchand	une marchande	-
-f	un natif un chef	une native une chef *	*chef の女性形に は複数の変異形 →通性名詞
-l	un consul	une consule	-
-n	un écrivain	une écrivaine	-
-s	un commis	une commise	-
-t	un avocat	une avocate	-
-x	un époux	une épouse	-x →-se
女性形が-esse にな るもの	un prince un défenseur	une princesse une défenderesse	高位の肩書 法律用語

職業名詞を女性形化する場合、基本的には語尾に e をつける。ただ、-er と-ier で終わる男性形は、女性形にした場合、アクセントが-ère と-ière となる。

それ以外の職業名詞の女性形については以下のように説明できる。

1) -e で終わる男性形

diplomate のように男性形がもともと e で終わる語は、女性形も同じ形である。これを本ガイドラインでは、「通性名詞 noms épicènes」と称している。この場合、冠詞、形容詞、分詞で性を表わす。例えば、男性形を un diplomate canadien とし、女性形を une diplomate canadienne とする。

2) -eur で終わる男性形

-teur 以外の -eur で終わる男性形の職業名詞の女性形には、-euse と-eure の二通りがある。女性形が -euse になるものは、基本的に、動詞から派生した語であると説明されている。例えば、danseuse と nettoyeuse はそれぞれ動詞の danser と nettoyer から派生している。それ以外は基本的に -eure の形になる。

なお、-euse で終わる女性形は社会的評価が比較的低いものと認識される傾向があると指摘されている³⁴。それゆえ、動詞 gouverner から派生している gouverneur (総督・知事)の女性形が、gouverneuse ではなく、gouverneure となっている。

3) -teur で終わる男性形

この女性形には -teuse と -trice の二通りがある。女性形が -teuse になるものは、-ter と -tre で終わる動詞から派生している。acheteur と metteur はそれぞれ動詞 acheter と mettre から派生し、女性形は acheteuse と metteuse になる。他方で女性形が -trice になるものは、その名詞形が -tion、-ture、-torat で終わる語だと説明されている。例えば、男性形 administrateur の名詞形は administration であり、女性形は administratrice となる。

4) -c で終わる男性形

-c が有声の場合、女性形の語尾は -que となるが、無声の場合、通性名詞となる。

5) -f で終わる男性形

基本的に女性形は -ve となる。chef に関しては、揺れが観察されたが、ケベックでは通性名詞として扱い、une chef が規範になっている。

³⁴ その理由として、同ガイドラインでは、全体的な傾向として、接尾辞 -euse で終わる女性形の人の呼称には、単調な行為に従事する者(例えば laveuse(洗濯をする人)や faucheuse(草を刈る人)など)や高く評価されない性格(例えば niaiseuse(間抜けな)や jacasseuse(喋りまくる)など)を含む語が多い点が挙げられている(OQLF 2006:136)。

6) -x で終わる男性形

女性形は-se となる。

7) 法律用語、高貴な身分

女性形が-esse となる。男性形は-e と-eur で終わる語が多い。法律用語「被告」の男性形 *défendeur* は女性形化すると *défenderesse* となる。

3.2 揺れの観察

2006 年のガイドラインの巻末に掲載されている「人の呼称の一覧」を分析すると、掲載されている 1,183 語のうち、28 語で女性形を二つ挙げている。例えば、*réviseur* (校閲者)の女性形として、*révisseuse* と *révisseure* を挙げているが、OQLF は先に掲載した方—この場合 *révisseuse*—を「規則的な形 *la forme régulière*」として推奨している。また、女性形を二つ挙げ、微妙に意味が異なることを指摘する注意書きを付している語もある。例えば、*reporteur* (レポーター)の女性形として *reporteuse* と *reportrice* を挙げているが、前者は出版関係、後者はジャーナリズムの分野のレポーターを指す、と表記している。*demandeur* の女性形も二つ挙げられているが、*demandeuse* は一般の「請求者」、*demanderesse* は法律用語の「原告」という意味になる、と表記している。

また、女性形を一つのみ挙げている語のなかに、過去に揺れがあったことを指摘し、OQLF が提案する形を使用するよう喚起する注意書きが付された語が 34 語確認された。例えば *professeur* の女性形について、「*une professeure* という形が OQLF の勧告に基づき、1986 年 5 月 31 日のケベック州政府の通達で公表された勧告の対象となった」と記している。それまで *une professeur*、*une professeure*、*une professeuse* の三通りが使われ、揺れがあったことが報告されている³⁵。その他の例として、*directeur* の女性形として *directrice* を挙げ、「*directeure* という形は現在使われていない」との注意書きを付している。

さらに、26 語で、他のフランコフォニー諸国ではケベックとは異なる女性形が使用されていることが注意書きで指摘されている。例えば、*auteur* の女性形はケベックでは *auteure* を規範としているが、「フランスとベルギーでは通性名詞の *une auteur*、スイスでは *autrice* が使われている」と表記している。また、*chef* の女性形はケベックでは通性名詞として *une chef* を規範としているが、「スイスでは *chefe* という形が使われている」と表記している。

³⁵ OLF の 1991 年のガイドライン *Au féminin* で指摘された(Gouvernement du Québec 1991:5)。

結論

ケベックは、言語のなかの性差別の論争が展開されていたアメリカ合衆国、日本、フランスよりも早く、職業名詞の女性形化をまず政治の分野で実践し、これに関する政府の公式見解の発表もどの国よりも早かった。それは、ケベック州内に見られた急進的な社会改革に乗じて台頭し、1976年に州政権を掌握したケベック党が、積極的に女性の社会進出を奨励したことが一つの大きな要因とみられる。フランス語に焦点を絞れば、フランスでは、政府が職業名詞や肩書の女性形化を推進することを政府の方針として通達したのは1998年であり、それに関する公式のガイドラインが発行されたのは1999年であった。それに対し、ケベックではその20年以上も前の1976年に同州の女性大臣の主張により政治分野での職業名詞と肩書の女性形化が実践され、1979年に政治の分野だけでなく、一般の職業名詞の女性形化についてのケベック州政府の公式見解が発表された。ケベックのこのイニシアティブは他のフランコフォニー諸国や地域に影響を与えていると指摘されている³⁶。

イニシアティブが早かっただけに、ケベックでは1990年代後半にはすでに職業名詞などの人の呼称の女性形化はある程度定着していた。そのため、その後、「人の呼称」から文書全般の書き方における男女平等を実現する「通性的な書き方」に言語政策の焦点がシフトしていった。「我々の慣例を覆す *écrivaine* や *gouverneure* といった新語に対する冷たい反応³⁷」があることを OQLF は十分に意識し、すべてを細かく女性形化した場合、文が冗長になり、「くだい」という印象を社会に与えかねない、という点に神経を使っている。OQLF が提唱する「通性的な書き方」は、「文書における女性の存在の可視化」と「文書の読みやすさとわかりやすさ」とのバランスを極限まで突き詰めた柔軟性のあるアプローチといえよう。OQLF はその方針を次の言葉に凝縮している。

L'introduction des formes féminines dans les textes doit se faire avec discernement et modération. L'essentiel est de faire sentir la présence des femmes tout au long du texte. Pour y arriver, il n'est pas nécessaire de tout féminiser. La maîtrise des procédés de féminisation ainsi que le recours aux procédés complémentaires de formulation neutre permettent de rédiger épicène, de rendre les femmes visibles à l'égal des hommes, tout en assurant la qualité rédactionnelle (OQLF 2006, p.17).

³⁶ Larivière は、ケベックのイニシアティブがきっかけになって、フランス以外にも、ベルギーが1994年、カナダ連邦が1993年、オンタリオ州が1994年、スイスが1990年と1991年に職業名詞などの女性形化のガイドラインを発行したと論じている(Larivière 2005:10)。

³⁷ Gouvernement du Québec 2006:15。

つまり、女性形の使用は分別と節度をもってなされなければならない、重要なのは、女性の存在が文書全体を通して感じられることであり、そのためには、すべてを細かく女性形化する必要はない、というのが OQLF の方針である。女性形化の方法を身につけ、様々な中性的な書き方を駆使すれば、作成する文書の質を保証しつつ、通性的に書き、女性を男性と平等に可視化できる、と OQLF は主張する。

ケベック州政府のジェンダーに関わる言語政策は、カナダの国家レベルの公用語政策の内容との類似点がある。ケベック州政府がフランス語における男性と女性の平等の実現を突き詰めるなら、カナダ連邦政府は、連邦公務員同士あるいは国民とのコミュニケーションのあり方からカナダの紙幣の表記に至るまで、英語とフランス語の絶妙なバランスをとる言語政策を展開している³⁸。

なお、言語実体計画は、言語計画者が政策を決定するだけでは、言語政策の受容者たちに政策内容が定着しない。普及計画が重要である。ケベックでは、2006年のガイドラインの普及、教育現場との連携、そして、本稿1. でみた OQLF のウェブサイトでのオンライン学習など、幅広く州民に対して言語政策の内容を学習してもらう環境を整えている。特に、「通性的な書き方」については、フランス語を母語とする者であっても、訓練をしなければ身につけることができないため、練習問題まで掲載するなどの工夫をしている。

自然の言語変化や言語計画による新しい言い方と書き方の出現に対し、その社会における言語の守護神をもって任じる人々あるいは団体が過敏に反応する³⁹。17世紀前半よりフランス語の伝統的権威として君臨してきたアカデミー・フランセーズが存在するフランスでは、フランス語の改革に歯止めがかかる。しかし、ケベックではそのような組織は存在せず、言語政策決定・調査・監督機関である OQLF がケベック州政府の管轄下にあるため、言語政策の策定と普及が円滑に行われる。

また、英語圏に囲まれた北米のフランス語圏ケベックは、言語法によってフランス語を英語から保護する一方で、近年、増加する移民をフランス語社会に統合しながら彼らの文化を尊重し、共に新しい未来を切り開いている。ここでも、フランス語系を核とするホスト社会ケベックと新しい慣行を持ち込む新移民との間のバランスケベックでは「妥当なる調整 *accommodement raisonable*」⁴⁰という一が模索されている。新しいものを受け入れ、そこからまた新しいものをつくる土壌があるケベックでは、フラ

³⁸ 矢頭(2008)を参照されたい。

³⁹ Milroy & Milroy (2012)を参照されたい。

⁴⁰ ケベックのフランス語系多数派と移民の関係性については *interculturalisme* という語が使われている(ブシャール、テイラー 2011)。

ンス語の改革に関しても肯定的にとらえる風潮がある。アカデミー・フランセーズの批判⁴¹にも動じず、ジェンダーに関する言語政策を突き進める北米の果敢なフランス語系少数派の動きを今後も注視していきたい。

謝辞

本稿は、2016年度神田外語大学研究助成金による研究成果の一部である。

参考文献

欧文

ACADÉMIE FRANÇAISE (2002). *Féminisation des noms de métier, fonctions, grades et titres*, Déclaration de l'Académie française, Le 21 mars 2002.

<http://academie-francaise.fr/actualites/feminisation-des-noms-de-metiers-fonctions-grades-et-titres> (2016年11月25日閲覧)

ACADÉMIE FRANÇAISE (2014). *La féminisation des noms de métier, fonctions, grades et titres*, Déclaration de l'Académie française, Le 10 octobre 2014.

<http://www.academie-francaise.fr/actualites/la-feminisation-des-noms-de-metiers-fonctions-grades-ou-titres-mise-au-point-de-lacademie> (2016年11月25日閲覧)

BAILLARGEON, Denyse (2012). *Brève histoire des femmes au Québec*, Montréal: Boréal.

DE VILLERS, Marie-Évas (2005). *Le vif désir de durer : Illustration de la norme réelle du français québécois*, Québec Amérique.

FASOLD, Ralph (1993). *Sociolinguistics of Language*, Cambridge: Blackwell.

GOVERNEMENT DU QUÉBEC (1979). Office de la langue française, Féminisation, Féminisation des titres, *Gazette officielle du Québec*, 28 juillet 1979.

GOVERNEMENT DU QUÉBEC (1981). Office de la langue française, Féminin des titres, Affichage des postes, *Gazette officielle du Québec*, 28 mars 1981.

GOVERNEMENT DU QUÉBEC (1984). Office de la langue française, Avis de recommandation, Féminin des titres, *Gazette officielle du Québec*, 24 mars 1984.

GOVERNEMENT DU QUÉBEC (Office de la langue française (OLF)) (1991). *Au féminin: Guide de féminisation des titres de fonctions et des textes*, Québec: Les Publications du Québec.

⁴¹ アカデミー・フランセーズは2002年の通達で「いくつかのフランス語あるいはフランコフォニーの組織による女性形化の規則の自由な解釈によって、数々の破格用法(*barbarismes*)が出現している」と主張し、その先鋒に立つケベックを暗に批判している(Académie française 2002)。

- GOUVERNEMENT DU QUÉBEC (Office québécois de la langue française (OQLF)). (2006). *Avoir bon genre à l'écrit: Guide de rédaction épïcène*, Québec: Les publications du Québec.
- GOVERNMENT OF CANADA (1995). *Employment Equity Act*, Justice Laws Website, <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/E-5.401/> (2017年1月15日閱覽)
- HOLMES, Janet (2013). *An Introduction to Sociolinguistics*, London and New York : Routledge.
- INSTITUT NATIONAL DE LA LANGUE FRANÇAISE (1999). *Femme, j'écris ton nom : Guide d'aide à la féminisation des noms de métiers, titres, grades et fonctions*, <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/994001174.pdf> (2016年11月22日閱覽)
- KENNEDY, Deborah (1993), "Nonsexist language: A Progress Report," *Canadian Journal of Education*, 18:3, pp.223-238.
- KING, Ruth. (Ed.) (1991). *Talking gender: A guide to nonsexist communication*. Toronto: Copp Clark Pitman.
- LAKOFF, Robin (1975). *Language and Women's Place*, New York : Harper and Row.
- LARIVIÈRE, Louise-L. (2000). *Pourquoi en finir avec la féminisation linguistique*, Montréal: Boréal.
- LARIVIÈRE, Louise-L. (2005). *Guides de féminisation des noms communs de personnes*, Québec: Fides.
- LÉGIFRANCE, *Circulaire du 6 mars 1998 relative à la féminisation des noms de métier, fonction, grade ou titre*. <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000556183> (2016年11月23日閱覽)
- LINGUISTIC SOCIETY OF AMERICA (1996). *LSA Guidelines for nonsexist language*, LSA Bulletin, No. 154, December 1996. <http://www.linguisticsociety.org/resource/lisa-guidelines-nonsexist-usage> (2016年11月21日閱覽)
- LINGUISTIC SOCIETY OF AMERICA (2016). *Guidelines for Inclusive Language*, http://www.linguisticsociety.org/sites/default/files/Inclusive_Lg_Guidelines.pdf (2016年11月21日閱覽)

- MIDI LIBRE, Assemblée nationale : un député têtu sanctionné pour son “Mme le président”
<http://www.midilibre.fr/2014/10/08/assemblee-nationale-un-depute-sanctionne-pour-son-mme-le-president,1062761.php> (2016年11月25日閲覧)
- MILROY, J. & MILROY, L. (2012). *Authority in Language*, Routledge.
- OFFICE DE LA LANGUE FRANÇAISE. (1986). *Titres et fonctions au féminin: essai d'orientation de l'usage*, 4 avril 1986, décision no. 86-217-253.
- OFFICE QUÉBÉCOIS DE LA LANGUE FRANÇAISE. (2008). *Politique de l'officialisation linguistique*. Québec: Les publications du Québec.
- OFFICE QUÉBÉCOIS DE LA LANGUE FRANÇAISE. (2016). *Office québécois de la langue française, page d'accueil*, 2 décembre 2016.
<https://www.oqlf.gouv.qc.ca/accueil.aspx> (2016年12月2日閲覧)
- REVILLARD, A. (2016). *La cause des femmes dans l'État: Une comparaison France-Québec*, Fontaine: Presses universitaires de Grenoble.
- WARDHAUGH, Ronald (1993). *An Introduction to Sociolinguistics*, Cambridge: Blackwell.

和文

- 厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部. 2016. 『男女雇用機会均等法のあらまし』.
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000141964.pdf> (2016年11月20日閲覧)
- 厚生労働省.『保健師助産師看護師法』.
<http://law.e-gov.go.jp/htldata/S23/S23HO203.html> (2016年11月20日閲覧)
- 斎藤正美. 2010. 「差別表現とガイドライン」中村桃子編『ジェンダーで学ぶ言語学』世界思想社.
- 藤田知子. 2002. 「言語のジェンダー—フランス語名詞の「性」とは何か」『三色旗』慶応義塾大学通信教育部.
- 藤田知子、藤村逸子. 2002. 「文献案内:ジェンダーと言語研究」『フランス語学研究』36, p.53-67.
- 藤村逸子. 2002. 「フランス語における職業名詞女性化の通時的記述—政治の分野の名詞を中心に—」『言語文化論集』24-1, p.235-50
- ブシャール G.、テイラーC.著、竹中豊、飯笹佐代子、矢頭典枝訳. 2011. 『多文化社会 ケベックの挑戦』明石書店.
- 矢頭典枝. 2008.『カナダの公用語政策』リーベル出版.
- 矢頭典枝. 2009.「フランス語憲章」『ケベックを知るための54章』明石書店.
- 矢頭典枝. 2013.「ケベック・フランス語憲章の社会言語学的分析—言語計画論と言語選択の観点から—」.『ケベック研究』第5号、日本ケベック学会.

La politique linguistique du français du Québec d'un point de vue féministe

Visant à établir « la rédaction épïcène »

Norie YAZU

Université Kanda des Études Internationales

Le statut social des femmes s'est amélioré depuis quelques décennies et les professions traditionnellement réservées aux hommes sont aujourd'hui accessibles aux femmes. En regardant la politique linguistique du Québec d'un point de vue féministe, cet article a pour objectif d'examiner les mesures prises pour la féminisation du français par l'Office québécois de la langue française (OQLF) au cours des trente dernières années.

Je fais remarquer, d'abord, que le mouvement de l'élimination du sexisme dans la langue est observé non seulement en français mais aussi en anglais et en japonais. L'initiative d'un mouvement de féminisation des titres et des fonctions a été commencée beaucoup plus tôt au Québec qu'en France à partir du domaine de la politique.

Ensuite, je donne quelques exemples de la féminisation du français au Québec. L'OQLF distingue deux sortes de féminisation – celle de l'appellation des personnes et celle des textes. Il suggère que c'est la féminisation des textes qui est plus importante afin de réaliser l'égalité des sexes dans la langue écrite et la langue parlée. Toutefois, des pratiques de féminisation complète ont tendance à allonger des textes. Pour résoudre ce problème, l'OQLF propose une nouvelle pratique d'écriture, « la rédaction épïcène », une approche plus souple, qui évite les féminisations qui semblent excessives.

Enfin je présente des exemples des formes féminines de l'appellation des personnes, incluant des titres et des professions, et fais remarquer que quelques formes sont variables.